3 平成22年度における不服申立ての処理状況

(1) 行政文書開示請求に係るもの

(ア) 平成 22 年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が答申を受けて裁決もしくは決定を行ったもの(18 件)

【諮問番号順】

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日		公開·個人情報	保護審査会	実施 (不服申立てに	
田石		十刀口	千 万口 	N &	埋田		十刀口	諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
76	底張コンクリートエを実施した 背景及び根拠	H15.11.11	H15.11.25	不存在		知事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	H15.12.24	H16.2.6	<u>H23.1.31</u>	原処分は 妥当		
77	護岸修繕工事の工事図面場所 表記方法の適否を判断できる 文書	H15.11.11	H15.11.25	不存在		知事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	H15.12.24	H16.2.6	<u>H23.1.31</u>	原処分は 妥当		
84	理由書について最終決裁者へ 説明した事実証明書類	H15.11.11	H15.11.25	不存在		知事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	H15.12.24	H16.2.6	<u>H23.1.31</u>	原処分は 妥当		
90	災害復旧工事及び護岸修繕工 事の入札内容及び結果記録	H15.11.11	H15.11.25	部分開示	第3号	知事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	H15.12.9	H16.2.24	<u>H23.1.31</u>	原処分は 妥当		
94	鉄橋「浜川橋りょう」附近河川護 岸整備計画及び工事を必要と する根拠文書	H15.12.8	H15.12.12	不存在		知事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	H16.1.7	H16.2.24	<u>H23.1.31</u>	原処分は 妥当		
95	容認可否判断結果記録文書	H15.12.8	H15.12.12	部分開示	第2号	知事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	H16.1.7	H16.2.24	<u>H23.1.31</u>	原処分は 妥当		
220	・H18年度入学者選抜(Ⅱ)選考原案に関して(入試総務) ・2006年度選抜試験(Ⅱ)選考資料	H18.5.16	H18.7.12	部分開示	第2号 第6号	教育委員会	H18.9.11	H18.9.28	<u>H23.1.31</u>	原処分は 妥当		
221	宗教法人に係る役員名簿, 境内 建物及び事業に関する書類	H18.6.20	H18.7.3	存否応答拒 否		知事(私学振興室)	H18.9.1	H18.10.20	<u>H23.1.31</u>	一部認容		

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 決 内 容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報会	公開·個人情報		実施 (不服申立てに	
笛写		十月口	_ + /10		连 田		十月口	諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
296	・広島空港の延長工事に係る収容の目的がわかる書類一式 ・収容した物件の明細一覧表及び図面	H19.7.2	H19.7.27	部分開示	第2号	収用委員会	H19.7.30	H19.8.29	<u>H23.1.31</u>	<u>原処分は</u> <u>妥当</u>		
309	本谷川管理道の河川損壊箇所 の補修工事の変更工事契約書 (全付属資料を含む)	H19.9.26	H19.10.10	不存在		知事 (尾三地域事務所 総務局総務第二課)	H19.10.16	H19.11.16	<u>H23.3.4</u>	<u>原処分は</u> <u>妥当</u>		
310	・本谷川管理道の河川損壊箇所の補修工事の損害査定、土砂を盗まれた状況、盗み先の状況、盗んだ人の弁明に対する妥当性の判断並びにそれを示す資料写真等・盗んだ人との損害賠償交渉方針及び経過の判明する文書	H19.9.26	H19.10.10	不存在		知事(尾三地域事務所建設局管理課)	H19.10.16	H19.11.16	<u>H23.3.4</u>	<u>原処分は</u> <u>妥当</u>		
334	広島県と特定業者とのやりとり の一切の記録	H20.1.25	H20.2.5	不開示	第2号 第3号 第6号	知事 (都市部建築指導 室)	H20.2.8	H20.2.22	<u>H23.1.31</u>	一部認容	<u>H23.3.10</u>	<u>答申どおり</u> <u>(一部認容)</u>
335	知事が河川関係の事業で直接 副知事に指示した行政文書	H20.2.7	H20.2.19	不存在		知事 (秘 書 室)	H20.2.22	H20.3.3	<u>H23.3.4</u>	<u>原処分は</u> <u>妥当</u>	<u>H23.3.24</u>	<u>答申どおり</u> <u>(棄却)</u>
336	本谷川管理道の河川損壊箇所 の補修工事損害賠償, 損害査 定等の事業において土木部長 として指揮監督された文書(決 裁文書等)	H20.2.7	H20.2.21	不存在		知事 (道路河川管理室)	H20.2.22	H20.3.3	<u>H23.3.4</u>	<u>原処分は</u> <u>妥当</u>	<u>H23.3.24</u>	<u>答申どおり</u> <u>(棄却)</u>

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報な	公開·個人情報	最保護審査会		機関 対する決定等)
留写		+ /1 1	十月口	谷	理田		十月口	諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
337	本谷川河川管理道の損壊箇所の状況調査の資料,写真等(特に損壊の原因等を示す資料)に該当する文書としての地域住民からの聞取票	H20.1.15	H20.1.29	不開示	第2号 第3号 第6号	知事 (尾三地域事務所 建設局管理課)	H20.2.7	H20.3.10	<u>H23.3.4</u>	<u>原処分は</u> <u>妥当</u>		
358	吉和取水堰魚道の設計の条件 となる最高水位・最低水位・対 象魚種等その他の判る資料等	H20.4.8	H20.4.22	不存在		知事 (広島地域事務所 建設局廿日市支局)	H20.5.8	H20.5.30	H23.1.31	<u>原処分は</u> <u>妥当</u>	H23.3.14	答申どおり <u>(棄却)</u>
352	・急傾斜地崩壊対策事業において作成され、尾三地域事務所農林局に提供された地元との交渉経緯、進入路の工事経費、工事難易度の観点から比較した図書図面等	H20.4.2	H20.4.10	不存在		知事 (尾三地域事務所 農林局)	H20.4.16	H20.5.12	<u>H23.3.4</u>	<u>原処分は</u> <u>妥当</u>	H23.3.23	答申どおり <u>(棄却)</u>
485	五日市漁港フィッシャリーナ供 用開始にかかる要望について の協議録	H20.7.17	H20.8.1	部分開示	第2号	知事(漁港漁場整備室)	H20.8.18	H21.6.12	H23.3.25	<u>原処分は</u> <u>妥当</u>		

(イ) 平成22年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問をすることなく実施機関が裁決もしくは決定を行ったもの(1件)

【不服申立て順】

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報:	公開·個人情報	设保護審査会		通機関 対する決定等)
田石		+/JU	+70		上 年田		十万口	諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
	「決定期間特例延長通知書」の記載に関し、開示的のた日から 60 日内に行政文書のすべて開示いて開示決理由とができないできないできないできないできないであるためが、」という事とがであるためのはいるであるこのでは、という事とがであるに変いることがである。」という事とがであるため、当びでは、にのる行政文書のすべて」	H20.12.25	H21.1.28	却下		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	H21.3.29				H22.8.31	<u>棄却</u>

(ウ) 平成22年度中に異議申立ての取下げがあったもの(7件)

【不服申立て順】

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報会 諮問年月日	公開·個人情報	保護審査会 答申内容	実施 (不服申立てに 決定等年月日	対する決定等)
281	進学指導拠点校(5校)・重点 校(15 校)について,特定年 度における,生徒が授業料 以外に学校に納めた費用の 内訳(補助教材費,模擬試験 代など)がわかる資料等	H19.2.20	H19.4.20	部分開示	第2号 第3号	教育委員会	H19.6.15	H19.7.2		議申立て取る		»XZ-VII I
	「介護保険法の解釈・運用に 係る質問・要望の件」の中で 言及した内容及び対話の中 で補足説明した件に係る文 書	H20.10.3	H20.10.17	不存在		知 事 (介護保険課)	H20.12.8	H21.2.9	H23.2.1 異議申立て取下げ H23.2.1 異議申立て取下げ			
431	広島県介護保険審査会委員 名簿・合議体の構成	H20.12.2	H20.12.15	部分開示	第2号 第5号	知事 (介護保険課)	H20.12.15	H21.2.9	<u>H23.2.1 異議申立て取下げ</u>			
432	「介護保険法の解釈・運用に 係る質問・要件の件」等に係 る打合わせの「聞取書」		H20.12.22	不存在		知事(介護保険課)	H20.12.26	H21.2.9	H23.2.1 異議中立で取下げ			
433	「介護保険法の解釈・運用に 係る質問・要件の件」等に係 る打合わせの「聞取書」		H20.12.22	不存在		知事(介護保険課)	H20.12.26	H21.2.9	H23.2.1 異	養申立て取下	5(<u>†</u>	
483	「平成 20 年度広島県介護保 険行政の中の事業者指導に 係る業務に関して、その「基 本方針」を決定した、経緯・理 由・部内検討等の状況がわ かるもの等	H21.2.13	H21.2.27	不存在		知事 (介護保険課)	H21.3.13	H21.4.24	H23.2.1 異	義申立て取下	<u>:[†</u>	

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決定	不開示	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報:	公開·個人情報	股保護審査会		機関 対する決定等)
田石		十刀口	十万口	年月日 内容 理由 人間視例		<u> </u>	諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容	
484	介護保険法の解釈・運用に係る件で、県民からの要望として、特定日に対談が行われた「聞取書」等	⊔ 21 2 13	H21.2.27	不存在		知事(介護保険課)	H21.3.13	H21.4.24	<u>H23.2.1</u> 異	議申立て取り	<u> </u>	

(エ) 平成 22 年度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に<u>諮問</u>があったもの(297 件)

【諮問番号順】

諮問	- 14名/ニエト・ナーキ・ク / m々エケ)	開示請求	決定	決定	不開示	中长機即	不服申立	広島県情報・	公開•個人情報	保護審査会	実施村 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
537	特定車両が「翌朝まで駐車 し続けていた事実を単なる 「夜遅くまで」という表現に して、審査会の委員へ説明 したことが適法かつ適正な 行政(判断)行為であること が記載されている文書	H22.1.6	H22.1.19	不存在		知 事 (総務課)	H22.3.14	<u>H22.5.26</u>				
538	異議申立てに対する決定 において、適正な行政判断 であることが記載されてい る文書等	H22.1.26	H22.2.8	不存在		知事 (総務課)	H22.3.22	<u>H22.5.26</u>				
539	特定工事実施の要否を検 討した記録及び定期点検 の後に実施した結果を記 録している行政文書等	H22.3.15	H22.3.29	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H22.5.10	<u>H22.6.16</u>				
540	峠橋にかかる橋梁老朽化 調査及び周辺地形測量の 結果並びに当該結果を踏 まえ、その措置や対応策な	H22.3.15	H22.3.29	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H22.5.10</u>	<u>H22.6.16</u>				

諮問	+1 <i>4</i> -7-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	開示請求	決定	決定	不開示	r ** 1+/1-//-104-PI-PI	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施村 (不服申立てにな	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	どを検討したことが分かる 文書											
541	特定構造物に関する砂防 設備の占用許可の詳細が 分かる文書等	H22.3.15	H22.3.29	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H22.5.10</u>	H22.6.16				
542	平成21年度事務引継書の うち担当:維持管理課管理 係で懸案事項が砂防指定 地内河川郷川に係る橋梁 許可申請について(〇〇に よる行政文書開示請求)と 記載されている文書等	H22.3.23	<u>H22.4.6</u>	部分開示	第2号 第5号 第6号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H22.5.10</u>	<u>H22.6.16</u>				
543	平成22年1月25日付け裁決書によって県民の間に混乱を生じさせるおそれや不利益を及ぼすおそれがなくなってもなお不開示とすることが適正な判断であるという根拠が記載されている書類	H22.3.23	<u>H22.4.6</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H22.5.10</u>	<u>H22.6.16</u>				
544	竹原市道「6074 郷西条線」 等に関する平面図及び断 面図	H22.3.23	<u>H22.4.6</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H22.5.10</u>	H22.6.16				
545	砂防設備占用許可申請書 及び普通河川等土木工事 許可申請書に対する不許 可処分の重要な理由とさ れた「近くに橋があり」とい う事実について、その既設 の橋との距離が「近い」と の判断をするに至った具 体的な距離m)が記載され	H22.3.23	<u>H22.4.6</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H22.5.10</u>	H22.6.16				

諮問	+1 <i>4</i> 77-71-1-1-1-1-1-77 (maxim)	開示請求	決定	決定	不開示	┍╧┱┸╱╾┸╬╘╒	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	ている文書											
546	特定の日付けで複数回, 提起した異議申立てについて,その都度処分を行わず,まとめて処分したことが,適正な行政手法であることが明記されている文書	H22.3.16	H22.3.23	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H22.5.10</u>	H22.8.30				
547	決定の判断が、「河川管理 の手引き」に明記された砂 防河川において架橋を避 ける場所の「近さ」という部 内の規定に抵触しないこと が明記されている文書等	H22.3.23	H22.3.30	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H22.5.10</u>	H22.8.30				
548	弁明内容のうち、関係部署 の名称及び当該調整を実 施しようとした概要若しくは 項目を記載している文書等	<u>H22.5.12</u>	<u>H22.5.26</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H22.7.11</u>	<u>H22.8.30</u>				
549	特定の文書に関連する国 土交通省から取得した文 書及び国土交通省あてに 作成した文書	<u>H22.4.5</u>	<u>H22.6.3</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H22.7.11</u>	H22.8.30				
550	峠橋にかかる橋梁老朽化 調査等の結果を踏まえた 対応策などを検討した文書	<u>H22.6.22</u>	<u>H22.7.6</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H22.8.22</u>	H22.10.6				
551	開示決定期間の特例延長 に際して, 2年以上もの先 の年月日を開示決定等の 期限に設定した具体的な 根拠等	<u>H22.6.22</u>	<u>H22.7.6</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H22.8.22</u>	H22.10.6				
552	文書の発送を, 「特定記 録」という高額な郵便方法	H22.6.22	<u>H22.7.6</u>	不存在		知事 (西部建設事務	H22.8.22	H22.10.6				

諮問	+1 <i>4</i> -7-7-1-1-1-1-7 (mf/7-1-)	開示請求	決定	決定	不開示	r ** 14-144-14	不服申立	広島県情報·	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	を決定することに至った経 緯や背景等					所東広島支所)						
553	起案文書紛失記者会見で 言及した確認作業の事実 関係等	<u>H22.7.20</u>	<u>H22.8.3</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H22.8.22	<u>H22.10.6</u>				
554	決定期間延長通知書に記載されている延長理由(開示請求に係る行政文書が多量であるため)について、当該行政文書が多量であると判断した詳細が分かる文書等	<u>H22.5.12</u>	<u>H22.5.26</u>	不存在		知 事 (総務課)	<u>H22.7.4</u>	<u>H22.11.8</u>				
555	平成21年5月13日付け 「提言への対応(案)」に記 載されている対応策が実 際に行われた事実関係が 分かる内容が記載された 文書等	<u>H22.5.12</u>	<u>H22.5.26</u>	不存在		知 事 (総務課)	<u>H22.7.11</u>	H22.11.8				
556	開示決定等をした時期の 相違によって、実際に開示 された文書が異なる内容 であっても、その行為自体 が情報公開条例の規定に 基づく適切な実施であるこ とが記載されている文書等	<u>H22.5.12</u>	<u>H22.5.26</u>	不存在		知 事 (総務課)	<u>H22.7.11</u>	<u>H22.11.8</u>				
557	決定期間延長通知書に記載されている延長理由(開示請求に係る行政文書が多量であるため)について、当該行政文書が多量であると判断した詳細が分かる文書	<u>H22.6.22</u>	<u>H22.7.6</u>	不存在		知 事 (総務課)	H22.7.11	<u>H22.11.8</u>				

諮問	<u> </u>	開示請求	決定	決定	不開示	二十七十 級月月	不服申立	広島県情報	公開•個人情報	保護審査会	実施村 (不服申立てにな	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	特定期間に取得した「駐車 場等管理日誌」及び「駐車 整理票」	H22.5.12	<u>H22.7.6</u>	部分開示	第2号	知事(総務課)	H22.8.22	H22.11.8				
558	特定期間に取得した「駐車 整理票」	H22.5.12	<u>H22.7.6</u>	不存在		知事 (総務課)	H22.8.22	H22.11.8				
336	特定期間に取得した「駐車 場等管理日誌」及び「駐車 整理票」	H22.6.22	<u>H22.7.6</u>	部分開示	第2号	知事(総務課)	H22.8.22	H22.11.8				
	特定期間に取得した「駐車 整理票」	<u>H22.6.22</u>	<u>H22.7.6</u>	不存在		知 事 (総務課)	H22.8.22	<u>H22.11.8</u>				
559	特定期間に、JR西日本呉線の吉名駅近くにある砂防指定地内普通河川郷川及び西部建設事務所東広島支所管内の郷川以外の砂防指定地内普通河川において、河川の増水量について確認した内容が記録されている文書等	<u>H22.10.18</u>	H22.10.29	不存在		知事 (砂防課)	<u>H22.11.1</u>	H22.11.16				
560	砂防指定地内河川のうちで、それぞれの流域の一定範囲を土石流の被害が想定される区域として「土砂災害危険箇所図」に表示する、又は表示したことに関する経緯や理由などが記載されている決裁文書	<u>H22.10.4</u>	H22.10.18	不存在		知事 (砂防課)	H22.11.8	H22.12.1				
	砂防指定地内河川のうち で, それぞれの流域の一 定範囲を土石流の被害が	H22.10.12	H22.10.20	不存在		知事 (砂防課) 10	<u>H22.11.8</u>	<u>H22.12.1</u>				

想定される区域として「土 砂災害危険箇所図」に表示

諮問	+1 <i>4</i> -7-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	開示請求	決定	決定	不開示	r in + /- 1 06 BB	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施権(不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	する,又は表示したことに 関する経緯や理由などが 記載されている決裁文書											-
	行政文書不存在通知で「行政文書を保有していない理由」として明らかにされた「保存年限満了により廃棄したため」という廃棄の事実が客観的に確認できる文書	H22.10.25	<u>H22.11.5</u>	不存在		知事 (砂防課)	<u>H22.11.8</u>	<u>H22.12.1</u>				
	特定期間において国土交 通省から取得した文書及 び国土交通省あてに作成 した文書	H22.7.5	<u>H22.9.2</u>	部分開示	第2号 第6号	知事 (道路河川管理 課)	<u>H22.11.1</u>	<u>H22.12.7</u>				
561	特定期間において国土交 通省から取得した文書及 び国土交通省あてに作成 した文書	<u>H22.8.3</u>	<u>H22.9.21</u>	部分開示	第2号 第3号 第6号	知事 (道路河川管理 課)	<u>H22.11.1</u>	<u>H22.12.7</u>				
	特定期間において国土交 通省から取得した文書及 び国土交通省あてに作成 した文書	<u>H22.9.6</u>	H22.10.25	部分開示	第2号 第5号 第6号	知事 (道路河川管理 課)	<u>H22.11.1</u>	H22.12.7				
562	広島県が「特例延長通知」 をしたのは「著しく大量である」という自らの根拠によるものであるにもかかわらず、その「著しく大量である」とされた文書の名称や数値を開示請求人にまったく例示することなく、かつ、開示請求人がまったく請求していない行政文書	H22.10.12	<u>H22.10.26</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H22.11.1</u>	<u>H22.12.7</u>				

諮問	-1-6-4- Th- 1-1-1-1 -20 (M014-)	開示請求	決定	決定	不開示	r=1+/-1-466月月	不服申立	広島県情報·	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	の範囲を「抽出する過程で 実施機関が検索の対象と する可能性がある」という 開示請求があったかのご とく捏造した経緯や根拠が 記載されている行政文書											
563	丹那36地区急傾斜地崩壊 対策事業に係る平成16年 度事業計画書,計画断面 図,構造図等	H22.10.14	H22.10.26	不存在		知事 (西部建設事務 所)	H22.11.11	H22.12.10				
564	特定期間に砂防指定地内 普通河川において、河川 の護岸・橋梁などの被害状 況を確認した内容及び具 体的な対応や措置の内容 が記録されている文書等	H22.10.18	H22.10.28	部分開示	第2 号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H22.11.29	H22.12.20				
565	「個人情報が含まれた起案 文書の紛失について(記者 会見議事録)」に関しての 具体的な事実関係やその 根拠などを明示している文 書	<u>H22.11.5</u>	H22.11.19	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H22.11.22	<u>H23.1.7</u>				
566	西部建設事務所東広島支 所の平成22年4月現在の 事務引継書	<u>H22.8.30</u>	H22.10.28	部分開示	第2号 第3号 第5号 第6号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H22.11.25	<u>H23.1.7</u>				
567	特定の文書に関連する国 土交通省から取得した文 書及び国土交通省あてに 作成した文書	<u>H22.10.4</u>	H22.11.22	部分開示	第2号 第6号	知事 (道路河川管理 課)	H22.12.20	H23.1.19				
568	特定日の行政文書不存在 通知書に関する決裁文書	H22.10.25	<u>H22.11.5</u>	部分開示	第2号	知事 (砂防課)	<u>H22.11.25</u>	<u>H23.1.19</u>				

諮問	+1 <i>4</i> -7-7-1-1-1-17 (mf/7-1-)	開示請求	決定	決定	不開示	r*146-166-D-D	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
569	砂防指定地内河川のすべてについて、「砂防設備概要図」に「BOXカルバート」と表示されている地点に関して、本件地点をBOXカルバートにしたことが①止むを得なかった理由、並びに本件地点のBOXカルバートに②付加した管理部分の状況(幅や高さの数値を含む。)について記載されている行政文書	<u>H22.9.14</u>	H22.11.12	開示		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.1.4</u>	H23.2.4				
570	砂防指定地内河川のすべてについて、BOXカルバート設置箇所が砂防設備概要図に記載していない場合は、その記載していないり理由が分かる行政文書	<u>H22.9.14</u>	H22.11.12	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.1.4</u>	H23.2.4				
571	特定砂防設備の占用にか かる占用料を徴収している ことが確認できる行政文書 等	<u>H22.12.13</u>	H22.12.27	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.1.4</u>	H23.2.4				
572	行政文書不存在通知書を 「特定記録」という郵便扱い で郵送したことについて, 高額な郵便料金を公費で 負担したことが適正な行政 手法であることを説明して いる,あるいは確認できる 文書等	H22.11.22	<u>H22.12.6</u>	不存在		知事(砂防課)	<u>H23.1.30</u>	H23.2.17				
573	「情報公開・個人情報保護 審査会諮問通知書」を「特	H22.11.22	<u>H22.12.6</u>	不存在		知事 (砂防課)	<u>H23.1.30</u>	<u>H23.2.17</u>				

諮問	+147/	開示請求	決定	決定	不開示	┍╧┱╇╱╾┸┩┡╒┸	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	定記録」という郵便扱いで 郵送したことについて、高 額な郵便料金を公費で負 担したことが適正な行政手 法であることを説明してい る、あるいは確認できる文 書等											
574	行政文書不存在通知書が 特定記録郵便で送付され たことについて、適正な行 政手法であることを説明し ている、あるいは確認でき る行政文書等	<u>H22.11.26</u>	<u>H22.12.2</u>	不存在		知事 (土木総務課)	<u>H23.1.30</u>	<u>H23.2.18</u>				
575	行政文書不存在通知書が 特定記録郵便で送付され たことについて、適正な行 政手法であることを説明し ている、あるいは確認でき る行政文書等	<u>H22.12.6</u>	H22.12.15	不存在		知 事 (土木総務課)	<u>H23.2.7</u>	<u>H23.2.18</u>				
576	行政文書不存在通知書を 郵送したことによる効果と その結果、並びにその郵 送方法の必然性が確認で きる行政文書等	H22.12.10	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (土木総務課)	H23.2.14	H23.2.18				
577	行政文書不存在通知等を 特定記録郵便で郵送したことが適正な行政手法であることを説明している。あるいは確認できる行政文書等	H22.12.24	<u>H23.1.7</u>	不存在		知 事 (土木総務課)	H23.2.14	H23.2.18				
578	行政文書不存在通知書を 郵送したことによる効果と	H22.12.20	<u>H22.12.28</u>	不存在		知事 (技術企画課)	<u>H23.2.14</u>	<u>H23.2.18</u>				

諮問	<u>ት</u> ታ <i>ር</i> ት ላግ ፓሎ ነ - 1 - 1 ረን / ጠልፔሎ \	開示請求	決定		不開示	(====================================	不服申立	広島県情報	公開·個人情報		実施権	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	その結果,並びにその郵 送方法の必然性が確認で きる行政文書等											
579	行政文書不存在通知等を 特定記録郵便で郵送したこ とが適正な行政手法であ ることを説明している, あ るいは確認できる行政文 書等	<u>H22.12.6</u>	H22.12.15	不存在		知事 (砂防課)	<u>H23.2.7</u>	H23.2.23				
580	行政文書不存在通知書を 郵送したことによる効果と その結果、並びにその郵 送方法の必然性が確認で きる行政文書等	H22.12.13	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事(砂防課)	<u>H23.2.7</u>	H23.2.23				
581	行政文書不存在通知等を 特定記録郵便で郵送したこ とが適正な行政手法であ ることを説明している。あ るいは確認できる行政文 書等	H22.12.13	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (砂防課)	<u>H23.2.7</u>	H23.2.23				
582	行政文書不存在通知等を 特定記録郵便で郵送したこ とが適正な行政手法であ ることを説明している。あ るいは確認できる行政文 書等	H22.12.13	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (砂防課)	H23.2.7	H23.2.23				
583	行政文書不存在通知書を 郵送したことによる効果と その結果、並びにその郵 送方法の必然性が確認で きる行政文書等	H22.12.13	H23.1.4	不存在		知事(砂防課)	H23.2.7	H23.2.23				

諮問	+1 <i>4</i> 5.4= TL- 11. <i>1</i> 7 / m <i>b</i> 7.6-\	開示請求	決定	決定	不開示	r *** *********************************	不服申立	広島県情報·	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
584	行政文書不存在通知書を 郵送したことによる効果と その結果、並びにその郵 送方法の必然性が確認で きる行政文書等	H22.12.13	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (砂防課)	<u>H23.2.7</u>	H23.2.23				
585	行政文書不存在通知書を 郵送したことによる効果と その結果、並びにその郵 送方法の必然性が確認で きる行政文書等	H22.12.13	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (砂防課)	H23.2.7	H23.2.23				
586	行政文書不存在通知書を 郵送したことによる効果と その結果、並びにその郵 送方法の必然性が確認で きる行政文書等	H22.12.13	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (砂防課)	<u>H23.2.7</u>	H23.2.23				
587	行政文書不存在通知書を 郵送したことによる効果と その結果、並びにその郵 送方法の必然性が確認で きる行政文書等	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (砂防課)	H23.2.14	H23.2.23				
588	決定期間延長通知書, 行 政文書不存在通知書を郵 送したことによる効果とそ の結果, 並びにその郵送 方法の必然性が確認でき る行政文書等	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (砂防課)	H23.2.14	H23.2.23				
589	行政文書不存在通知書を 「特定記録」という郵便扱い で郵送したことについて, 高額な郵便料金を公費で 負担したことが適正な行政 手法であることを説明して	H22.12.24	<u>H23.1.5</u>	不存在		知事 (砂防課)	H23.2.14	H23.2.23				

諮問	<u>→</u> ↓ 台 〈ニエトュ ・・・ま •︎ 攵 / m枚エチー \	開示請求	決定	決定	不開示	中长松阳	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てにな	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	いる, あるいは確認できる 文書等											
590	行政文書不存在通知書を 郵送したことによる効果と その結果、並びにその郵 送方法の必然性が確認で きる行政文書等	H23.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (都市政策課)	H23.2.14	H23.2.24				
591	部分開示された「報告書」の内容について、「河川管理の手引きに規定されている湾曲部(現行の郷川との角度40度を60度以上とする)」を道路設計の基準とけるがある場合は架橋を避ける」を道路設計の基準としなかったことが、広島県の「河川管理の手ことが確認できる行政文書	H22.11.30	H22.12.14	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.1.17</u>	<u>H23.2.24</u>				
592	部分開示された「報告書」 の内容に関して、「県道と 市道の交差部にある三角 の路面傾斜と急勾配の部 分」について、今回の道路 設計の基準としているのか 否かを明確にするために、 当該「県道と市道の交差部 にある三角の路面傾斜と 急勾配の部分」である箇所 の設計内容、並びに当該 勾配の概要が確認できる	H22.11.30	H22.12.14	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.1.17</u>	H23.2.24				

諮問	→4名/ニエト・ナーキ・タ / m々エイト \	開示請求	決定	決定	不開示	中	不服申立	広島県情報	公開•個人情報	保護審査会	実施材 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	行政文書											
593	現行の法令等に基づく橋を 設置するという理由のみで 砂防指定地内河川の河床 を下げる行為が国家には 当然の如く認められ、一 方、民間人が自らの命を守 るために必要な橋の設置 を申請した場合では、砂防 指定地内河川の護岸を含 めて砂防設備に係る一切 の変更は許可しないという 行政判断をしたことが適法 であることが確認できる文 書	H22.11.30	H22.12.14	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.1.17</u>	<u>H23.2.24</u>				
594	特定の報告書以降に行った不法占用物件に対する措置や対応の具体的な内容並びにその結果が記載されている行政文書	H22.11.30	H22.12.14	部分開示	第2 号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.1.17</u>	H23.2.24				
595	特定の報告書以降に行った不法占用物件に対する措置や対応の具体的な内容並びにその結果が記載されている行政文書の開示請求の対象とする範囲内における不法占用のすべての事実が確認できる行政文書	<u>H22.11.30</u>	H22.12.14	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.1.17</u>	H23.2.24				
596	理由説明書の内容が適正 なものであることを決裁し	H22.12.6	H22.12.20	部分開示	第2 号	知事 (西部建設事務	<u>H23.1.17</u>	H23.2.24				

諮問	+1 <i>4</i> 2./	開示請求	決定	決定	不開示	c++-+06-BB	不服申立	広島県情報·	公開·個人情報	保護審査会	実施村 (不服申立てに)	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	た事実とその内容の詳細 が分かる決裁文書					所東広島支所)						
597	平成 23 年度広島県・広島 市公立学校教員採用候補 者選考試験における学習 指導案作成問題採点基準 等	H22.10.15	H22.10.29	部分開示	第6号	教育委員会	H22.12.27	H23.3.4				
007	平成 23 年度教員採用候補 者選考試験第一次試験中 学校「教科に関する専門教 育科目」の採点業務依頼に 関する文書	H22.10.15	H22.10.29	不開示		教育委員会	H22.12.27	<u>H23.3.4</u>				
598	平成22年8月20日付け中国新聞(朝刊)の県庁舎外駐車場の記事に関連して、外来駐車場の拡張と一部有料化が「県庁に用務のない人も利用している」という県民からの指摘を踏まえた対応策であり、それによって用務外利用者を排除できると結論付けた根拠が記載されている文書等	<u>H22.8.23</u>	<u>H22.9.10</u>	不存在		知 事 (総務課)	H22.10.24	<u>H23.3.7</u>				
599	特定期間に取得した「駐車 場等管理日誌」及び「駐車 整理票」	H22.7.12	H22.9.6	部分開示	第2 号	知事(総務課)	H22.11.1	H23.3.7				
	特定期間に取得した「駐車 整理票」	H22.7.12	<u>H22.9.6</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.11.1</u>	<u>H23.3.7</u>				
	特定期間に取得した「駐車 場等管理日誌」及び「駐車 整理票」	<u>H22.7.20</u>	<u>H22.9.10</u>	部分開示	第2 号	知事(総務課)	<u>H22.11.1</u>	<u>H23.3.7</u>				

諮問	÷↓₳⟨ニァレℯϟ·϶∕z /mクスケン	開示請求	決定	決定	不開示	中长松阳	不服申立	広島県情報会	公開·個人情報	保護審査会	実施村 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	特定期間に取得した「駐車 整理票」	<u>H22.7.20</u>	<u>H22.9.10</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.11.1</u>	<u>H23.3.7</u>				
	特定期間に取得した「駐車 場等管理日誌」及び「駐車 整理票」	<u>H22.8.3</u>	<u>H22.9.27</u>	部分開示	第2 号	知事 (総務課)	<u>H22.11.1</u>	<u>H23.3.7</u>				
	特定期間に取得した「駐車 整理票」	H22.8.3	H22.9.27	不存在		知事 (総務課)	H22.11.1	H23.3.7				
	特定期間に取得した「駐車 整理票」	<u>H22.8.23</u>	<u>H22.10.18</u>	部分開示	第2 号	知事 (総務課)	<u>H22.11.1</u>	<u>H23.3.7</u>				
	特定期間に取得した「駐車 整理票」	<u>H22.8.23</u>	H22.10.18	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.11.1</u>	<u>H23.3.7</u>				
600	特定期間に作成され,又は 取得した「駐車整理票」	<u>H22.11.16</u>	H22.11.30	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.12.6</u>	<u>H23.3.7</u>				
601	特定期間に作成され,又は 取得した「駐車整理票」	H22.11.22	<u>H22.12.2</u>	不存在		知 事 (総務課)	<u>H22.12.6</u>	<u>H23.3.7</u>				
602	特定期間に作成され,又は 取得した「駐車整理票」	<u>H22.11.25</u>	<u>H22.12.2</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.12.6</u>	<u>H23.3.7</u>				
603	特定期間に作成され,又は 取得した「駐車整理票」	H22.11.26	<u>H22.12.2</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.12.6</u>	<u>H23.3.7</u>				
604	特定期間に作成され,又は 取得した「駐車整理票」	<u>H22.11.30</u>	<u>H22.12.10</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.12.13</u>	<u>H23.3.7</u>				
605	特定期間に取得した「駐車 整理票」	<u>H22.9.6</u>	H22.10.29	部分開示	第2 号	知事 (総務課)	<u>H22.12.20</u>	<u>H23.3.7</u>				
	特定期間に取得した「駐車 整理票」	<u>H22.9.6</u>	H22.10.29	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.12.20</u>	<u>H23.3.7</u>				
	特定日に取得した「駐車整 理票」	<u>H22.9.14</u>	H22.11.12	部分開示	第2 号	知 事 (総務課)	<u>H22.12.20</u>	<u>H23.3.7</u>				
	特定日に取得した「駐車整 理票」	H22.9.14	H22.11.12	不存在		知 事 (総務課)	H22.12.20	H23.3.7				
	特定日に取得した「駐車整 理票」	H22.9.21	H22.11.19	部分開示	第2号	知 事 (総務課)	<u>H22.12.20</u>	<u>H23.3.7</u>				

諮問	+1 <i>4</i> -7-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	開示請求	決定	決定	不開示	r+1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	特定日に取得した「駐車整理票」	H22.9.27	H22.11.19	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H22.12.20	H23.3.7				
	特定日に取得した「駐車整 理票」	<u>H22.10.4</u>	<u>H22.12.2</u>	部分開示	第2号	知事 (総務課)	<u>H23.1.4</u>	<u>H23.3.7</u>				
606	特定日に取得した「駐車整 理票」	H22.10.12	H22.12.10	部分開示	第2号	知事 (総務課)	<u>H23.1.4</u>	<u>H23.3.7</u>				
	特定日に取得した「駐車整 理票」	H22.10.18	H22.12.16	部分開示	第2号	知事 (総務課)	<u>H23.1.4</u>	H23.3.7				
	特定日に取得した「駐車整 理票」	H22.10.25	H22.12.20	部分開示	第2号	知事 (総務課)	<u>H23.1.4</u>	<u>H23.3.7</u>				
607	行政文書不存在通知書を 郵便したことによる効果と その結果、並びにその郵 送方法の必然性が確認で きる行政文書等	<u>H23.1.11</u>	H23.1.25	不存在		知事 (都市政策課)	H23.2.28	H23.3.8				
608	高額な郵便料金を公費で 負担したことが、適正な行 政手法であることを説明し ている、あるいは確認でき る文書等	H22.11.16	H22.11.30	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.1.30	H23.3.9				
609	高額な郵便料金を公費で 負担したことが、適正な行 政手法であることを説明し ている、あるいは確認でき る文書等	H22.11.22	H22.12.6	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.1.30	H23.3.9				
610	高額な郵便料金を公費で 負担したことが、適正な行 政手法であることを説明し ている、あるいは確認でき る文書等	H22.11.22	H22.12.6	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.1.30	H23.3.9				
611	高額な郵便料金を公費で	H22.11.22	H22.12.6	不存在		知事	H23.1.30	H23.3.9				

諮問	サータイニエト・ナーキャク (m々エケ)	開示請求	決定	決定	不開示	中长松田	不服申立	広島県情報会	公開•個人情報	 保護審査会	実施机	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	負担したことが、適正な行 政手法であることを説明し ている、あるいは確認でき る文書等					(西部建設事務 所東広島支所)						
612	「申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消されたとき」に該当する事案について、広島県が「手続の違法若しくは不当」を認め、申請人に対して謝罪した事実とその内容が確認できる文書	H22.11.22	<u>H22.12.6</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.1.30</u>	H23.3.9				
613	行政文書不存在通知書という いう結論に至った法的根拠が確認できる行政文書	H22.11.22	<u>H22.12.6</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.1.30</u>	<u>H23.3.9</u>				
614	高額な郵便料金を公費で 負担したことが、適正な行 政手法であることを説明し ている、あるいは確認でき る文書等	<u>H22.12.6</u>	H22.12.20	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.7</u>	H23.3.9				
615	高額な郵便料金を公費で 負担したことが、適正な行 政手法であることを説明し ている、あるいは確認でき る文書等	H22.12.13	H22.12.27	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.7	H23.3.9				
616	高額な郵便料金を公費で 負担したことが、適正な行 政手法であることを説明し ている、あるいは確認でき る文書等	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.7	H23.3.9				

諮問	-1-6-/- Th	開示請求	決定	決定	不開示	序:+ /+	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施権	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
617	高額な郵便料金を公費で 負担したことが、適正な行 政手法であることを説明し ている、あるいは確認でき る文書等	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.7</u>	H23.3.9				
618	高額な郵便料金を公費で 負担したことが、適正な行 政手法であることを説明し ている、あるいは確認でき る文書等	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.7</u>	<u>H23.3.9</u>				
619	行政文書不存在通知書を 特定記録郵便で送付したことが、適正な行政手法であることを説明している。あるいは確認できる文書等	<u>H23.1.25</u>	<u>H23.2.7</u>	不存在		知事 (技術企画課)	<u>H23.3.7</u>	H23.3.10				
620	行政文書不存在通知書が 特定記録郵便で送付され たことについて、適正な行 政手法であることを説明し ている、あるいは確認でき る文書等	<u>H23.1.25</u>	<u>H23.2.7</u>	不存在		知 事 (土木総務課)	<u>H23.3.7</u>	H23.3.10				
621	郵送方法を決定するため の取扱いの根拠としている 又は根拠としていた内容が 分かる行政文書等	<u>H23.1.25</u>	<u>H23.2.7</u>	不存在		知事 (土木総務課)	<u>H23.3.7</u>	<u>H23.3.10</u>				
	郵送方法を決定するため の取扱いの根拠としている 又は根拠としていた内容が 分かる行政文書等	<u>H23.1.25</u>	<u>H23.2.7</u>	不存在		知事 (土木総務課)	H23.3.7	H23.3.10				
	■送方法を決定するため の取扱いの根拠としている	H23.1.25	<u>H23.2.7</u>	不存在		知事 - (土木総務課)	<u>H23.3.7</u>	<u>H23.3.10</u>				

又は根拠としていた内容が

諮問	<u> </u>	開示請求	決定	決定	不開示	中长松田	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	分かる行政文書等											
	郵送方法を決定するため の取扱いの根拠としている 又は根拠としていた内容が 分かる行政文書等	<u>H23.1.25</u>	<u>H23.2.7</u>	不存在		知事 (土木総務課)	<u>H23.3.7</u>	<u>H23.3.10</u>				
	郵送方法を決定するため の取扱いの根拠としている 又は根拠としていた内容が 分かる行政文書等	<u>H23.1.25</u>	<u>H23.2.7</u>	不存在		知事 (土木総務課)	<u>H23.3.7</u>	H23.3.10				
	不法占用に関する調	<u>H22.11.30</u>	<u>H22.12.14</u>	部分開示	第2号 第3号 第6号	知事 (道路河川管理 課)	H23.1.17	<u>H23.3.10</u>				
622	平成21年度定例監査の結果で明記されている「県が管理する河川の不法占用については、(中略)依然として相当な件数(340件)となって、当該340件の該不法して、当該340件の該不法上用という状態に至った経緯、不法占用という状態に至った経緯、不法占用者への処罰を利して処罰を利して処罰を利している行政文書	H22.11.30	H22.12.14	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.1.17</u>	H23.3.10				
623	県庁の他の部署が管理している行政文書の開示請求に関する個人別件数等の累計値情報を県庁土木	<u>H22.12.6</u>	H22.12.16	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.1.17</u>	<u>H23.3.10</u>				

諮問	+1 <i>4</i> -7-7-1-1-1-17 (mf/7-1-)	開示請求	決定	決定	不開示	r * 14-144-19	不服申立	広島県情報·	公開·個人情報	保護審査会	実施村(不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	局が把握していたことが適 正な判断(情報公開条例の 適正な運用)であることが 分かる行政文書											
	決定期間延長通知書を特定記録郵便で郵送したことが適正な行政判断であることを説明している。あるいは確認できる行政文書等	H22.11.22	<u>H22.12.2</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.1.30</u>	<u>H23.3.10</u>				
624	決定期間延長通知書を特定記録郵便で郵送したことが適正な行政判断であることを説明している。あるいは確認できる行政文書等	<u>H22.11.26</u>	<u>H22.12.2</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.1.30</u>	<u>H23.3.10</u>				
	決定期間延長通知書等を 特定記録郵便で郵送したこ とが適正な行政判断であ ることを説明している。あ るいは確認できる行政文 書等	H22.11.26	<u>H22.12.2</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.1.30</u>	<u>H23.3.10</u>				
625	特定期間において国土交 通省から取得した文書及 び国土交通省あてに作成 した文書	H23.11.1	H22.12.20	部分開示	第2号 第6号	知事 (道路河川管理 課)	H23.1.30	H23.3.10				
626	行政文書不存在通知書を 特定記録郵便で郵送したこ とが適正な行政判断であ ることを説明している, あ るいは確認できる行政文 書等	<u>H22.12.6</u>	H22.12.16	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.2.7</u>	<u>H23.3.10</u>				

諮問	+1 <i>4</i> ./	開示請求	決定	決定	不開示	r*14-144-DB	不服申立	広島県情報·	公開·個人情報	保護審査会	実施村(不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
627	情報公開・個人情報保護審 査会諮問通知書を特定記 録郵便で郵送したことが適 正な行政判断であることを 説明している、あるいは確 認できる行政文書等	H22.12.13	H22.12.17	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.2.7</u>	<u>H23.3.10</u>				
628	決定期間延長通知書を普 通郵便扱いで郵送したこと について、実施機関が郵 送方法を決定する根拠とし ている内容、及び特定記録 扱いで発送する場合の基 準となっている「取扱いに 注意すべきと判断した文 書」に上記の通知書が該当 していないことが分かる文 書等	H22.12.24	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.2.14</u>	H23.3.10				
629	行政文書不存在通知等を 特定記録郵便で郵送したこ とが適正な行政手法であ ることを説明している, あ るいは確認できる行政文 書等	H22.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.2.14	H23.3.10				
	行政文書不存在通知等を 特定記録郵便で郵送したことが適正な行政手法であることを説明している。あるいは確認できる行政文書等	H22.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.2.14</u>	H23.3.10				
	 行政文書不存在通知等を 特定記録郵便で郵送したこ	H22.12.24	H23.1.7	不存在		知事 <u>(道路河川管理</u> 26 ===>	H23.2.14	H23.3.10				

とが適正な行政手法であ

(道路河川管理 26 _{課)}

諮問	-14-7-7-Th-1-3-42 (MØIA)	開示請求	決定	決定	不開示	r=1+/-1-466月月	不服申立	広島県情報·	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	ることを説明している, あ るいは確認できる行政文 書等											
	行政文書不存在通知等を 特定記録郵便で郵送したこ とが適正な行政手法であ ることを説明している。あ るいは確認できる行政文 書等	<u>H23.1.11</u>	<u>H23.1.18</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.2.14</u>	<u>H23.3.10</u>				
	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.2.14	<u>H23.3.10</u>				
630	行政文書不存在通知書等 を郵送したことによる効果 とその結果,並びにその郵 送方法の必然性が確認で きる行政文書等	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.2.14	<u>H23.3.10</u>				
0.00	決定期間延長通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.2.14</u>	<u>H23.3.10</u>				
	行政文書部分開示決定通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.2.14</u>	<u>H23.3.10</u>				

諮問	<u>→</u> ↓ 台 〈ニエトュ ・・・ま •︎ 攵 / m枚エチー \	開示請求	決定	決定	不開示	中长松阳	不服申立	広島県情報	公開・個人情報	保護審査会	実施机	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	行政文書不存在通知書を 郵送したことによる効果と その結果、並びにその郵 送方法の必然性が確認で きる行政文書等	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.2.14	H23.3.10				
	決定期間延長通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.2.14	H23.3.10				
	決定期間延長通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.2.14	H23.3.10				
630	決定期間延長通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	<u>H23.1.7</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.2.14	H23.3.10				
	行政文書部分開示決定通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	<u>H23.1.7</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.2.14	H23.3.10				
	公文書(決定書)を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	<u>H23.1.7</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.2.14	<u>H23.3.10</u>				

諮問	+147./= Th- 1- 1- 27./ mb/14- \	開示請求	決定	決定	不開示	中十七十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.2.14</u>	<u>H23.3.10</u>				
	行政文書不存在通知書を 郵送したことによる効果と その結果、並びにその郵 送方法の必然性が確認で きる行政文書等	H22.12.27	<u>H23.1.7</u>	不存在		知 事 (道路河川管理 課)	H23.2.14	H23.3.10				
630	行政文書不存在通知書を 郵送したことによる効果と その結果、並びにその郵 送方法の必然性が確認で きる行政文書等	H22.12.27	<u>H23.1.7</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.2.14	H23.3.10				
	行政文書不存在通知書等を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	<u>H23.1.7</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.2.14	H23.3.10				
	決定期間延長通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	<u>H23.1.7</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.2.14	H23.3.10				

諮問	+1 <i>4</i> 2./	開示請求	決定	決定	不開示	c++-+06-BB	不服申立	広島県情報·	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	<u>H23.1.7</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.2.14</u>	<u>H23.3.10</u>				
	行政文書部分開示決定通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	<u>H23.1.7</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.2.14</u>	H23.3.10				
630	決定期間延長通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	<u>H23.1.7</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.2.14</u>	H23.3.10				
	行政文書部分開示決定通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	<u>H23.1.7</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.2.14</u>	H23.3.10				
	決定期間延長通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	<u>H23.1.7</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.2.14</u>	<u>H23.3.10</u>				

諮問	+1 <i>4</i> 2./	開示請求	決定	決定	不開示	r ** 1+/1-//-104-PI-PI	不服申立	広島県情報·	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
630	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	<u>H23.1.7</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.2.14	H23.3.10				
0.00	情報公開・個人情報保護審 査会諮問通知書を郵送し たことによる効果とその結 果、並びにその郵送方法 の必然性が確認できる行 政文書等	H22.12.27	<u>H23.1.7</u>	不存在		知事 (道路河川管理 課)	<u>H23.2.14</u>	<u>H23.3.10</u>				
631	高額な郵便料金を公費で 負担していることが適正な 行政判断であることを説明 している、あるいは確認で きる文書等	<u>H23.1.25</u>	H23.2.8	不存在		知事 (都市政策課)	<u>H23.3.7</u>	<u>H23.3.15</u>				
632	高額な郵便料金を公費で 負担していることが適正な 行政判断であることを説明 している,あるいは確認で きる文書等	<u>H23.1.25</u>	<u>H23.1.31</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.3.7</u>	H23.3.16				
633	高額な郵便料金を公費で 負担していることが適正な 行政判断であることを説明 している、あるいは確認で きる文書等	<u>H23.1.25</u>	<u>H23.1.31</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.3.7</u>	<u>H23.3.16</u>				
634	高額な郵便料金を公費で 負担していることが適正な 行政判断であることを説明 している、あるいは確認で きる文書等	<u>H23.1.25</u>	<u>H23.1.31</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.3.7</u>	<u>H23.3.16</u>				

諮問	サータイニエト・ナーキャク (m々エケ)	開示請求	決定	決定	不開示	中北州	不服申立	広島県情報会	公開•個人情報	保護審査会	実施机	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
635	高額な郵便料金を公費で 負担していることが適正な 行政判断であることを説明 している、あるいは確認で きる文書等	<u>H23.1.25</u>	H23.2.4	不存在		知事 (砂防課)	<u>H23.3.7</u>	H23.3.18				
636	特定日付けで開示請求した内容のうち、「『取扱いに注意すべきと判断した文書』に通知書が該当していることが分かる文書」について開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書	<u>H23.1.25</u>	<u>H23.2.7</u>	不存在		知 事 (土木総務課)	<u>H23.3.14</u>	<u>H23.3.18</u>				
	特定日に取得した「駐車整 理票」	<u>H22.11.1</u>	<u>H22.12.28</u>	部分開示	第2号	知事 (総務課)	<u>H23.1.30</u>	<u>H23.3.28</u>				
	特定日に取得した「駐車整理票」	<u>H22.11.5</u>	<u>H22.12.28</u>	部分開示	第2号	知 事 (総務課)	<u>H23.1.30</u>	<u>H23.3.28</u>				
	特定日に取得した「駐車整 理票」	<u>H22.11.8</u>	<u>H23.1.4</u>	部分開示	第2号	知事 (総務課)	<u>H23.1.30</u>	<u>H23.3.28</u>				
637	特定日に取得した「駐車整 理票」	<u>H22.11.9</u>	<u>H23.1.6</u>	部分開示	第2号	知事 (総務課)	<u>H23.1.30</u>	<u>H23.3.28</u>				
	特定日に取得した「駐車整 理票」	<u>H22.11.10</u>	<u>H23.1.6</u>	部分開示	第2号	知 事 (総務課)	<u>H23.1.30</u>	<u>H23.3.28</u>				
	特定日に取得した「駐車整 理票」	H22.11.11	<u>H23.1.6</u>	部分開示	第2号	知 事 (総務課)	<u>H23.1.30</u>	<u>H23.3.28</u>				
	特定日に取得した「駐車整 理票」	H22.11.12	<u>H23.1.6</u>	部分開示	第2号	知事 (総務課)	<u>H23.1.30</u>	<u>H23.3.28</u>				
638	県庁舎外来駐車場の管理 運営取扱いの変更の検討 時期が分かる書類等	<u>H23.1.5</u>	<u>H23.1.19</u>	不存在		知事(総務課)	<u>H23.2.14</u>	H23.3.29				

諮問	→4.65.4C.T.h → + + 52.7 (m/2.54·)	開示請求	決定	決定	不開示	**** ********************************	不服申立	広島県情報会	公開•個人情報	保護審査会	実施机	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
639	県庁の外来者駐車場の用 務外利用の疑いに関する 事実関係を把握し、それに 対応した具体的な内容など を記録している文書	<u>H23.1.5</u>	<u>H23.1.19</u>	部分開示	第2号	知事(総務課)	H23.2.14	H23.3.29				
	特定日に外来者駐車場に 駐車した車が用務外利用 外利用でないことを確認で きる文書等	<u>H23.1.5</u>	<u>H23.1.19</u>	存否応答 拒否		知事(総務課)	<u>H23.2.14</u>	H23.3.29				
640	県と警備会社等による変更 契約が締結されることに至 った真の理由が記載され ている文書	H23.1.5	<u>H23.1.19</u>	不存在		知事 (総務課)	H23.2.14	H23.3.29				
	県庁外来駐車場の残留車 の取扱いや駐車場内の警 備などに関する警備業者と の管理委託契約書等	<u>H23.1.5</u>	<u>H23.1.19</u>	不存在		知事(総務課)	H23.3.7	H23.3.30				
641	特定期間の警備業者が行った業務の内容が確認で きる資料	<u>H23.1.5</u>	<u>H23.3.1</u>	不開示	第6号	知事 (総務課)	<u>H23.3.7</u>	<u>H23.3.30</u>				
	特定期間の警備業者が行った業務の内容が確認で きる資料	<u>H23.1.5</u>	<u>H23.3.1</u>	不存在		知事(総務課)	<u>H23.3.7</u>	H23.3.30				
642	駐車整理票の用件先の欄が空欄になっているもの等についてそれらの駐車が利用目的に合致した利用であることを認め許可した根拠がわかる文書	H23.2.15	<u>H23.3.1</u>	不存在		知事(総務課)	H23.3.7	H23.3.30				
643	駐車整理票の用件先の欄 に広島県警察本部等という	H23.2.15	H23.3.1	不存在		知事 (総務課)	<u>H23.3.7</u>	H23.3.30				

諮問	+147./= Th- 1- 1- 27./ mb/14- \	開示請求	決定	決定	不開示	r=1+/-14%88	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施権	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	文字のゴム印が押されて いるものについて用務外 利用ではないことを確認し た文書											
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	<u>H22.7.20</u>	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
644	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.6.29</u>	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.7.20</u>	<u>H23.3.31</u>				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.6.29</u>	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	<u>H22.7.20</u>	H23.3.31				

諮問	→4.65.47.15.47.±±4.27.10.07.14.\	開示請求	決定	決定	不開示	************************************	不服申立	広島県情報	公開・個人情報	保護審査会	実施机	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.7.20</u>	<u>H23.3.31</u>				
644	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.7.20</u>	<u>H23.3.31</u>				

諮問 番 号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開·個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
644	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.6.29</u>	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.7.20</u>	<u>H23.3.31</u>				

諮問	→4.65.47.15.47.±±4.27.10.07.14.\	開示請求	決定	決定	不開示	************************************	不服申立	広島県情報	公開・個人情報	保護審査会	実施机	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	<u>H23.3.31</u>				
644	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.7.20</u>	<u>H23.3.31</u>				

諮問	<u>~↓</u> &/こエト -ヤ・ ‡-&/ (Mクエムト\	開示請求	決定	決定	不開示	************************************	不服申立	広島県情報	公開・個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てにな	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.6.29</u>	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.7.20</u>	<u>H23.3.31</u>				
644	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.7.20</u>	<u>H23.3.31</u>				

諮問	<u>↓</u> ↓ <i>₹</i> •,∕~ тЬ- ↑- ‡ • ⟨7 (m/o ± ▷ \	開示請求	決定	決定	不開示	r==+/r-+ 466日日	不服申立	広島県情報·	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	<u>H22.7.20</u>	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
644	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.6.29</u>	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.7.20</u>	<u>H23.3.31</u>				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	<u>H23.3.31</u>				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.6.29</u>	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.7.20</u>	<u>H23.3.31</u>				

諮問	→4.65.47.15.47.±±4.27.10.07.14.\	開示請求	決定	決定	不開示	************************************	不服申立	広島県情報	公開・個人情報	保護審査会	実施机	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	<u>H23.3.31</u>				
644	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.7.20</u>	<u>H23.3.31</u>				

諮問	→4.65.47.15.47.±±4.27.10.07.14.\	開示請求	決定	決定	不開示	************************************	不服申立	広島県情報	公開•個人情報	保護審査会	実施机	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	<u>H23.3.31</u>				
644	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.7.5</u>	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.7.20</u>	<u>H23.3.31</u>				

諮問	→4.65.47.15.47.±±4.27.10.07.14.\	開示請求	決定	決定	不開示	************************************	不服申立	広島県情報	公開・個人情報	保護審査会	実施机	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.7.5	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.7.5</u>	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.7.5</u>	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
644	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.7.5</u>	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.7.5</u>	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.7.5</u>	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.7.20</u>	<u>H23.3.31</u>				

諮問	++- 	開示請求	決定	決定	不開示	中十七十级日目	不服申立	広島県情報	公開•個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.7.5</u>	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	<u>H22.7.20</u>	<u>H23.3.31</u>				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.7.5	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
644	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.7.5	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.7.5	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.7.5	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				

諮問	+147./= Th- 1- 11 47 (m014-)	開示請求	決定	決定	不開示	r=1+/-14%88	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施権	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.7.5	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.7.5</u>	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	<u>H23.3.31</u>				
644	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.7.5	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.7.5	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				

諮問	+147./= Th- 1- 11 47 (m014-)	開示請求	決定	決定	不開示	r =1+/-1- 466日日	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.7.5</u>	<u>H22.7.13</u>	不存在		知 事 (総務課)	<u>H22.7.20</u>	<u>H23.3.31</u>				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.7.5	<u>H22.7.13</u>	不存在		知 事 (総務課)	<u>H22.7.20</u>	H23.3.31				
644	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.7.5	<u>H22.7.13</u>	不存在		知 事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.7.5	<u>H22.7.13</u>	不存在		知 事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事(総務課)	H22.7.20	H23.3.31				

諮問	<u>↓</u> ↓ <i>♠, ⟨</i> □ ŢЬ, ⟨, + ♣ ⟨ / m⟨⟨ Ĭ-⟨ ⟩	開示請求	決定	決定	不開示	(===+/+ 464日日	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.7.5</u>	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
644	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.7.5</u>	<u>H22.7.13</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.7.20</u>	H23.3.31				
	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	<u>H22.7.5</u>	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
645	行政文書不存在通知書の 「開示請求に係る行政文書 の件名又は内容」欄に係る 表示の根拠が確認できる 文書	<u>H22.7.20</u>	H22.7.30	不存在		知事 (総務課)	H22.8.22	H23.3.31				
646	行政文書不存在通知書の 「行政文書を保有していな い理由」欄に係る表示の意 味が確認できる文書	<u>H22.7.20</u>	<u>H22.7.30</u>	不存在		知事(総務課)	H22.8.22	H23.3.31				
647	広島県情報公開・個人情報 保護審査会の事務局として	H22.9.27	H22.10.12	不存在		知 事 (総務課)	H22.10.24	H23.3.31				

諮問	+1.65.4- Th-+	開示請求	決定	決定	不開示	r *** *********************************	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施村(不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	その役割を担う広島県の 担当職員が「大量不服申立 人に係る案件」と「その他 の案件」という区分をしたこ とが適正であるなどと記載 されている文書等											
648	総務省の担当部署に対して, 広島県における情報公開・個人情報保護審査会の運営状況並びに広島県情報公開条例の運用などに関する問題点や対応策などを報告した記録やその内容等	H22.11.22	<u>H22.12.3</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H22.12.6</u>	H23.3.31				
649	行政文書の開示決定等に 係る不服申立てに関する 記載内容が分かる文書	<u>H22.11.25</u>	H22.12.3	不存在		知事 (総務課)	H22.12.6	<u>H23.3.31</u>				
650	特定日以外における行政 文書の開示請求に関する 個人別件数等の累計値情 報等が分かる文書	<u>H22.12.6</u>	H22.12.20	不存在		知事(総務課)	H23.1.17	H23.3.31				
651	広島県情報公開・個人情報 保護審査会の会議録及び 質疑応答文書	<u>H22.12.13</u>	<u>H22.12.27</u>	不開示	第1号 第5号	知事 (総務課)	<u>H23.1.17</u>	<u>H23.3.31</u>				
652	広島県情報公開・個人情報 保護審査会による不服申 立てに係る継続審理件数 が大量となっている件について、①広島県知事、②同 副知事、③総務局長、④広 島県議会及び⑤広島県監 査委員に対して、報告(連	H22.12.20	H22.12.28	不存在		知事 (総務課)	<u>H23.1.17</u>	<u>H23.3.31</u>				

諮問	ት <u>ነ</u> ለጎ ፓኒ ነ - 1 - 1 ለ / መልፔት \	開示請求	決定		不開示	(====================================	不服申立	広島県情報·	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	絡や相談などを含む。)を したことやその報告などの 内容が分かる文書											
653	広島県のホームページに 掲載されている情報公開 制度及び個人情報保護制 度の運用状況に係る表示 の根拠が確認できる文書	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事(総務課)	<u>H23.2.7</u>	H23.3.31				
654	広島県のホームページと 行政情報コーナーの両方 の利用案内におけるコピ 一機の操作方法に関する 説明表示が適正であること が確認できる文書等	<u>H23.1.5</u>	<u>H23.1.7</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H23.2.7</u>	H23.3.31				
	広島県情報公開・個人情報 保護審査会の特定事案の 審査に関する資料	<u>H22.12.6</u>	<u>H22.12.20</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H23.2.7</u>	<u>H23.3.31</u>				
655	広島県情報公開・個人情報 保護審査会の特定事案の 審査に関する資料	<u>H22.12.6</u>	<u>H22.12.20</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H23.2.7</u>	<u>H23.3.31</u>				
	広島県情報公開・個人情報 保護審査会の特定事案の 審査に関する資料	<u>H22.12.6</u>	<u>H22.12.20</u>	不存在		知事 (総務課)	<u>H23.2.7</u>	<u>H23.3.31</u>				
656	行政文書不存在通知書を 普通郵便で送付したこと が、適正な行政手段である ことを説明している、ある いは確認できる文書	<u>H23.1.25</u>	<u>H23.2.4</u>	不存在		知事(総務課)	H23.3.14	H23.3.31				
	行政文書不存在通知書を 普通郵便で送付したこと が、適正な行政手法である	H23.1.25	<u>H23.2.8</u>	不存在		知事(総務課)	<u>H23.3.14</u>	<u>H23.3.31</u>				

諮問	<u> ተ</u> ታ <i>ር</i> ታ / መልፔት \	開示請求	決定	決定	不開示	中十七十级日日	不服申立	広島県情報·	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	ことを説明している, ある いは確認できる文書											
657	広島県情報公開・個人情報 保護審査会の特定事案の 審査に関する資料・会議録	H23.2.22	<u>H23.3.2</u>	不開示	第1号 第5号	知事 (総務課)	<u>H23.3.14</u>	H23.3.31				
658	広島県情報公開・個人情報 保護審査会の特定事案の 審査に関する資料・会議録	H23.2.22	<u>H23.3.2</u>	不開示	第1号 第5号	知事 (総務課)	H23.3.14	H23.3.31				
659	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.13	H22.12.27	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
660	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.13	H22.12.27	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	<u>H23.3.31</u>				
661	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.13	H22.12.27	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	<u>H23.3.31</u>				
662	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.13	<u>H22.12.27</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	<u>H23.3.31</u>				
663	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.13	H22.12.27	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	<u>H23.3.31</u>				
664	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				

諮問	サータイニエト・ナーキャク (m々エケ)	開示請求	決定	決定	不開示	中大+級目	不服申立	広島県情報	公開•個人情報	保護審査会	実施机	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	行政文書											
665	特定記録郵便について, 郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.14</u>	H23.3.31				
666	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.14</u>	<u>H23.3.31</u>				
667	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	部分開示	第2 号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.14</u>	<u>H23.3.31</u>				
668	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	<u>H22.12.20</u>	<u>H23.1.4</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
669	特定記録郵便について, 郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.14</u>	<u>H23.3.31</u>				
670	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.14</u>	H23.3.31				
671	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.20	<u>H23.1.4</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.14</u>	H23.3.31				
672	高額な郵便料金を公費負担したことが、適正な行政	H22.12.24	<u>H23.1.7</u>	不存在		知事 (西部建設事務	H23.2.14	<u>H23.3.31</u>				

諮問	<u> ተ</u> ታ <i>ር</i> ታ / መልፔት \	開示請求	決定	決定	不開示	中十七十级日日	不服申立	広島県情報·	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	手段であることを説明して いる. あるいは確認できる 文書					所東広島支所)						
673	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.27	<u>H23.1.11</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
674	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	<u>H22.12.27</u>	<u>H23.1.11</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	<u>H23.3.31</u>				
675	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.27	<u>H23.1.11</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.14</u>	H23.3.31				
676	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.27	<u>H23.1.11</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.14</u>	H23.3.31				
677	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.27	<u>H23.1.11</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.14</u>	<u>H23.3.31</u>				
678	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.27	<u>H23.1.11</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.14</u>	H23.3.31				
679	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.27	<u>H23.1.11</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.14</u>	H23.3.31				

諮問	+1 <i>4</i> 5-/- Th -1- 13 - <i>4</i> 7 (M <i>p</i> I/s)	開示請求	決定	決定	不開示	中十七十级日日	不服申立	広島県情報·	公開・個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
680	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.27	<u>H23.1.11</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
681	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.27	<u>H23.1.11</u>	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.14</u>	H23.3.31				
682	特定記録郵便について,郵 便局が管理している郵送 記録を広島県が確認した 行政文書	H22.12.27	<u>H23.1.11</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
683	高額な郵便料金を公費負担したことが、適正な行政手段であることを説明している、あるいは確認できる文書	<u>H23.1.5</u>	<u>H23.1.19</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.14</u>	<u>H23.3.31</u>				
684	情報公開・個人情報保護審 査会諮問通知書を郵送し たことによる効果とその結 果、並びにその郵送方法 の必然性が確認できる行 政文書	<u>H23.1.11</u>	<u>H23.1.24</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.28	H23.3.31				
685	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書,並びに情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書の合計2件の通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	<u>H23.1.11</u>	<u>H23.1.24</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.28	<u>H23.3.31</u>				

諮問	+1 <i>4</i> -7-7-1-1-1-17 (mf/7-1-)	開示請求	決定	決定	不開示	r * 14-144-19	不服申立	広島県情報·	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
686	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書,並びに情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書の合計4件の通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	<u>H23.1.11</u>	<u>H23.1.24</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.28	H23.3.31				
687	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	<u>H23.1.11</u>	<u>H23.1.24</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.28	H23.3.31				
688	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書,並びに情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書の合計2件の通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	<u>H23.1.11</u>	<u>H23.1.24</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.28	<u>H23.3.31</u>				
689	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書並びに情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書の合計5件の通知書を郵送した行為に係る効果とその結果、並びにその郵送方法を選択した根拠又は必然性が確認できる行政文書	<u>H23.1.11</u>	<u>H23.1.24</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.28	<u>H23.3.31</u>				

諮問	+1 <i>4</i> -7-7-1-1-1-17 (mf/7-1-)	開示請求	決定	決定	不開示	r+1+-1440	不服申立	広島県情報·	公開·個人情報	保護審査会	実施机 (不服申立てに対	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
690	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書,並びに情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書の合計7件の通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	<u>H23.1.11</u>	<u>H23.1.24</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.28	H23.3.31				
691	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書,並びに情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書の合計4件の通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	<u>H23.1.11</u>	<u>H23.1.24</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.28</u>	<u>H23.3.31</u>				
692	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	<u>H23.1.11</u>	<u>H23.1.24</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.28</u>	H23.3.31				
693	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	<u>H23.1.11</u>	<u>H23.1.24</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.2.28</u>	H23.3.31				
694	行政文書部分開示決定通 知書の発送について, 高 額な郵便料金を公費で負	H23.1.11	H23.1.24	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.28	H23.3.31				

諮問	<u>↓</u> ↓ <i>♠, ⟨</i> □ ŢЬ, ⟨, + ♣ ⟨ / m⟨⟨ Ĭ-⟨ ⟩	開示請求	決定	決定	不開示	r=1+/-1-466-118	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施権 (不服申立てにな	
番号	対象行政文書名(略称)	年月日	年月日	内容	理由	実施機関	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	担したことが、適正な行政 手法であることを説明して いる、あるいは確認できる 行政文書											
695	決定期間延長通知書の発送について、高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明している。あるいは確認できる行政文書	<u>H23.1.25</u>	<u>H23.2.8</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	<u>H23.3.7</u>	<u>H23.3.31</u>				
696	特定の構造物に関する砂 防設備が砂防法の規定に 合致したうえで、広島県が 峠橋に付属する構造物とし て、峠橋の橋桁下部に設 置を許可したことの事実関 係が記載されている行政 文書	H23.2.22	<u>H23.3.8</u>	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.3.14	H23.3.31				
697	行政文書開示請求書で開示請求した内容のうち、「並びに特定記録扱いで発送する場合の基準となっている『取扱いに注意をすべきと判断した文書』に上記の通知書が該当していることが分かる文書」についての開示決定等通知がないことについて、当該開示決定等をしていない経緯とそ	<u>H23.1.25</u>	<u>H23.2.7</u>	不存在		知事 (砂防課)	<u>H23.3.14</u>	H23.3.31				

諮問	対象行政文書名(略称)	開示請求	決定	決定	不開示	実施機関	不服申立	広島県情報	公開·個人情報	保護審査会	実施村 (不服申立てに対	
番号	刘家门以义 者石(昭柳)	年月日	年月日	内容	理由	天心成為	年月日	諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	の根拠が分かる文書											

※ 「不開示理由」欄に掲載している不開示情報

広島県情報公開条例第10条 第1号(法令秘情報), 第2号(個人情報), 第3号(事業活動情報), 第4号(犯罪の予防・捜査等情報), 第5号(審議,検討,協議等に関する情報), 第6号(行政執行情報), 第7号(任意に提供された情報)

広島県情報公開条例第13条(行政文書の存否に関する情報)

(2) 保有個人情報開示請求及び訂正請求に係るもの

(ア) 平成22年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が答申を受けて裁決もしくは決定を行ったもの(2件)

【諮問番号順】

諮問番号		開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報:	公開·個人情報	最保護審査会		機関 こ対する決定)
田石		十刀口	十刀口	P) (- 连田		十万口	諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
12	広島県教育委員会が行った 広島県個人情報保護条例 第11条の規定に基づく部分 開示決定処分を取り消し、 対象保有個人情報のすべ てを開示する」との決定を 求める文書	H18.12.25	H19.2.8	部分開示	第7号	教育委員会	H19.4.10	H19.4.26	<u>H23.1.31</u>	<u>一部認容</u>		
15	精神保健衛生法に基づいて請求者に対して行われた 措置入院に係る一切の記録	H20.5.12	H20.5.20	部分開示	第3号 第7号	知事 (福山地域事務所 厚生環境局)	H20.6.4	H20.11.18	<u>H23.1.31</u>	一部認容		

(イ) 平成22年度中に異議申立ての取下げがあったもの(5件)

【不服申立て順】

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報:	公開·個人情報	服保護審査会		機関 対する決定等)
街万		十月口	十月口	M 在	- 连田 		+ /10	諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
	「介護保険法の解釈・運用に 係る質問・要望の件」に係る 打合せの「聞取書」等		H20.10.17	不存在		知事(介護保険課)	H20.12.8	H21.2.9	<u>H23.2.1</u> 異	議申立て取下	<u>「げ</u>	
	「介護保険法の解釈・運用に 係る質問・要望の件」に係る 打合せの「聞取書」等		H20.12.22	不存在		知事(介護保険課)	H20.12.26	H21.2.9	H23.2.1 異議申立て取下げ			
	「介護保険法の解釈・運用に 係る質問・要望の件」に係る 打合せの「聞取書」等		H20.12.22	不存在		知事(介護保険課)	H20.12.26	H21.2.9	<u>H23.2.1</u> 異	議申立て取下	<u>「げ</u>	

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報会	公開·個人情報	服保護審査会		機関 対する決定等)
田石		十万口	十万口	PI C	上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上		十万口	諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
	自己情報開示請求書に添付 した「平成21年2月13日付け行政文書開示請求書」中, 「H20年度の広島県介護保険 行政の中の事業者指導に係る業務に関する指導に係る 請求者の個人情報	H21.2.13	H21.2.27	不存在		知事 (介護保険課)	H21.3.13	H21.4.24	<u>H232.1 異</u>	議申立て取了	<u> </u>	
	介護保険法の解釈・運用に 係る件で行われた対談の聞 取書等		H21.2.27	不存在		知事 (介護保険課)	H21.3.13	H21.4.24	<u>H23.2.1 異</u>	議申立て取下	<u>げ</u>	

(ウ) 平成22年度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの(2件)

【諮問番号順】

												· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
諮 番	144 22 (1824)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報会	公開·個人情幸	保護審査会		i機関 こ対する決定)
田	<u> </u>	十万口	十万口	P) 在		十万口	諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容	
25	特定の交番で作成された私 に関係する書類等	<u>H22.4.30</u>	<u>H22.5.12</u>	不存在		警察本部長 (庄原警察署)	<u>H22.5.17</u>	<u>H22.8.5</u>				
26	特定の病院で撮影された写 真等	H22.10.22	<u>H22.11.2</u>	適用外		警察本部長 (広島南警察署)	<u>H23.1.6</u>	<u>H23.3.16</u>				

「不開示理由」欄に掲載している不開示情報

広島県個人情報保護条例第14条

第1号(法令秘情報), 第2号(開示請求者本人の情報), 第3号(開示請求者以外の個人情報), 第4号(事業活動情報), 第5号(犯罪の予防・捜査等情報)

第6号(審議 検討, 協議等に関する情報)。第7号(行政執行情報)。第8号(任意に提供された情報)

広島県個人情報保護条例第17条(保有個人情報の存否に関する情報)